

せい かつ ほ ご 生活保護のしおり

この「しおり」は、生活保護の制度について、説明したものです。
わからないことや相談のある方は、お気軽に市役所1階11番窓口
(社会福祉室)まで、お声かけください。
また、電話によるお問い合わせも可能です。



ちょう し し ふく し じ む しよ
銚子市福祉事務所

ちょうししやくしよ しやかいふくしか しやかいふくししつ ほ ごはん
(銚子市役所 社会福祉課 社会福祉室 保護班)

TEL 24-8969

生活保護とは

年金や給与などの収入が世帯ごとに決められる「最低生活費」を下回る方（世帯）で、自分の資産や能力、さまざまな制度を活用しても生活を維持することができない方（世帯）に対して、国が「健康で文化的な最低限度の生活」を保障する日本国憲法第25条や生活保護法で定められた制度です。

次の法律がもとになっています。

【日本国憲法第25条】

すべて国民は、健康で文化的な最低限度の生活を営む権利を有する。

【生活保護法第1条】

この法律は、日本国憲法第25条に規定する理念に基き、国が生活に困窮するすべての国民に対し、その困窮の程度に応じ、必要な保護を行い、その最低限度の生活を保障するとともに、その自立を助長することを目的とする。

生活保護利用までの流れ

さまざまな理由で生活が成り立たなくなってしまうことがあります。そんな時には、福祉事務所にご相談ください。生活保護の利用だけでなく、生活上の問題解決のため、可能な限り、ご協力いたします。なお、生活保護利用の際には、次の手続きを経ることとなります。

相談

1

福祉事務所に相談し、お困りの内容をご相談
ください。



申請

2

生活保護の申請意思のある方は、生活保護を
利用するための申請書類を提出します。



調査

3

生活保護の申請をされますと、ケースワーカー（担当する
市役所の職員）が生活状況、資産状況などを調査します。
調査が終わると、生活保護が利用できるかどうか、福祉
事務所で審査します。

利用開始

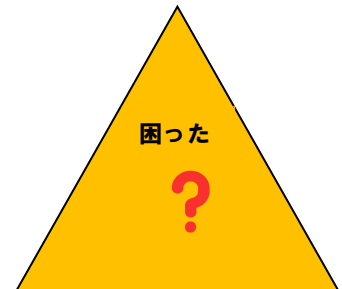
4

審査の結果、生活保護の利用が決定したら、保護費の支給が
始まります。

また、ケースワーカーによる自立に向けた支援が始まります。

1. 相談（生活にお困りになったら・・・）

生活に困っている、生活保護を利用したいと思った
ら福祉事務所に相談しましょう。相談時には、生活
状況や資産状況、ご親族との交流などを確認させて
いただきます。プライベートな部分についてのお話は
可能な範囲で構いませんので、お気軽にご相談くださ
い。



相談の中で生活保護の制度について詳しく説明を聞き、生活保護が必要な場合には申請をしてください。また、来所だけでなく、電話での相談もできます。

2. 申請（意思があればどなたでも）

生活保護の利用には、本人の意思で申請することが必要です。生活保護の申請は、福祉事務所へ申請書類を提出します。福祉事務所に申請書類がありますので、お受け取りいただき、記入してください。

また、申請に伴い、調査に必要な書類や資産状況を
確認できる資料なども求めることがあります。

なお、何らかの事情で本人が申請できないときは、
親族等が代理で申請することもできます。

※明らかに窮迫した状況にあるときは、本人からの申請がなくても、福祉事務所が職権で保護を開始する場合もあります。



3. 調査（調査内容と制度について）

保護申請されますと、生活状況や資産の調査を行います。ここでは、保護の決定に関わるものについて説明していきます。

○生活保護と資産の関係

生活保護の申請をされますと、銀行や生命保険会社などに資産調査を行います。預貯金、生命保険、土地家屋、自動車、高価な貴金属など活用（売却）が可能な資産がある場合には、その資産を活用（売却）して



預貯金
生命保険
自動車など

さいていせいかつひ あ
最低生活費に充てていただくこともあります。

ただし、居住用の不動産は原則として保有が認められます。自動車やバイクの保有については、個別の事情によっては、保有が認められる場合もありますので、ご相談ください。



○能力の活用

はたら のうりよく かつよう
働ける能力がある方は、その能力に応じて働く必要
があります。ただし、びょうきやしょうがい、その他の理由で働け
ない方は、その問題解決を優先とします。



○扶養義務について

おや こ きょうだいしまい みんぽうじょう ふようぎむ
親、子ども、兄弟姉妹などの民法上の扶養義務のある
かた えんじょ う
方から援助を受けることができる場合は、その援助を
う
受けてください。

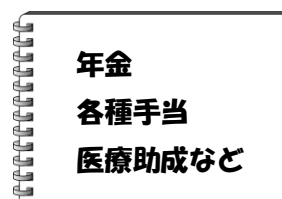
なお、しんぞく えんじょ か のう はんい えんじょ おこな
親族の援助は、可能な範囲の援助を行うもの
であり、えんじょか のう しんぞく ほご う
援助可能な親族がいると保護を受けられない
ということではありません。

また、でいぶい か ていないぼうりよく ぎやくたい とくべつ じじょう
また、DV（家庭内暴力）や虐待などの特別な事情
がある場合には、ばあい しんぞく しょうかい おこな
親族への照会を行いません。それ
以外でも ふよう か のう せい きたい はんだん
以外でも扶養の可能性が期待できないと判断した
ばあい しょうかい おこな
場合には照会を行いませんので、事前にご相談くださ
い。



○ほかの制度の活用

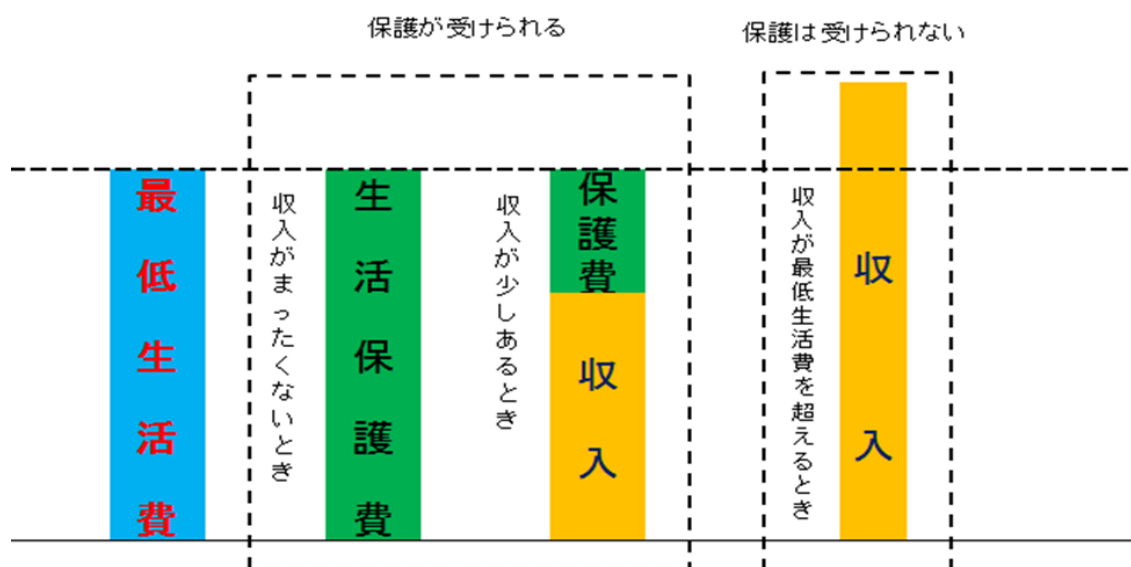
せいかつ ほ ごいがい ねんきん かくしゆてあて いりょうじよせい しゃかい
生活保護以外にも年金、各種手当、医療助成、社会
ほしょうせいど せいかつ ささ じぜん そうだん
保障制度など、生活を支えるためのさまざまな公的な



制度があります。活用が可能な制度がある場合には、それらを優先して活用していただきます。

○保護のしくみ

さまざまな調査のあと、保護の利用ができるかどうかの審査を行います。保護については、生活費や住居費、医療費などで算定される最低生活費（世帯単位）と保護を要する世帯の収入（給料、各種手当、養育費なども含みます。）を比較して判定します。下の図のように最低生活費に対し世帯の収入が不足する場合は保護を給付し、不足部分を補います。



収入が最低生活費を超える場合には、保護は利用できません。

※保護費は、世帯員の年齢や人数、その世帯の収入額、冬季の暖房費、家賃額などで決定されますので、常に一定のものではありません。

以上のような調査が行われ、申請した日から原則として14日以内（最長で30日以内）に保護の利用ができるかどうか、審査の結果が通知されます。

4. 利用開始（生活保護が始まったら）

生活保護の利用が決定した方には、担当するケースワーカーが自立に向けて支援を行っていきます。

生活保護の種類について

① 生活扶助

衣食、光熱費など日常生活に必要な費用が、個人の年齢、世帯の人数などにより算定され、支給されます。



④ 医療扶助

医療費は現物支給となるため、保険適用内のものについては、原則、自己負担が発生しません。また、治療材料や施術なども、要件にあてはまれば、支給可能なものがあります。

※医療機関へのかかり方などの詳細については、「医療機関のかかり方」をご覧ください。



② 住宅扶助

家賃、地代、住宅の補修などの費用が定められた限度額内で支給されます。

※市営住宅の家賃は、市が直接納付します。民間住宅の家賃等についても、直接納付することができます。



⑤ 介護扶助

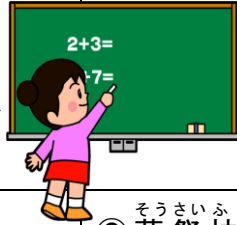
介護認定を受けている方が介護サービスを受ける際の1割の自己負担分が支給されます。こちらも現物支給となるため、原則、自己負担が発生しません。

なお、介護サービス（住宅改修、福祉用具購入を含む。）の利用希望がある場合には、福祉事務所へご相談ください。



きょういくふじよ
③ 教育扶助

こ ぎ む きょういく う
子どもが義務教育を受けるため
がくようひん きゅうしょくひ さいていげんひつよう
の学用品、給食費など最低限必要な
けいひ しきゅう
経費が支給されます。
しょうちゅうがっこう きゅうしょくひ
※小中学校の給食費については、
し ちよくせつのうふ
市が直接納付します。



しゅっさんふじよ
⑥ 出産扶助

しゅっさん ひよう げんどがくない
出産にかかる費用について、限度額内で
しきゅう
支給されます。



せいぎょうふじよ
⑦ 生業扶助

こうとうがっこう ひよう しゅうしょく
高等学校にかかる費用や就職するた
めに必要な技能、資格習得に
ひつよう ぎのう しかくしゅうとく
かかる費用が支給されます。



そうさいふじよ
⑧ 葬祭扶助

せたいいん な さい ひつよう そうぎひよう
世帯員が亡くなった際に必要な葬儀費用
などについて、限度額内で支給されます。



いちじふじよひ
一時扶助費

- ① 被服費 ② 家具什器費 (日常生活で利用する炊事用具、食器等の類)
③ 移送費 (目的地へ移動するための交通費用など) ※ ④ 入学準備金
⑤ 就労活動促進費 ⑥ 住宅維持費など

※移送費については、通院のための交通費も含まれます。

いずれの一時扶助費についても、事前にご相談ください。

ほごひ しきゅうほうほう
○ 保護費の支給方法

まいつき ほごひ
① 毎月の保護費

ほごひ げんそく まいつきつたち ついたち どにち しゅくじつ ばあい
保護費は、原則として毎月1日(1日が土日、祝日にあたる場合は、
その直前の平日)に指定の金融機関へ振り込みます。

- ・ 国民年金保険料の免除
- ・ NHK放送受信料の免除など

生活保護を利用する方の義務

1. 生活向上に向けた努力をする。

働ける方はその能力に応じて、働いて収入を得ることができるよう努めてください。病気やけがで働けない方は、病院等を受診し、治療に専念してください。

2. 保護費を支給目的のために使う。

住宅の家賃、教材費などの学納品費は、それぞれの使いみちのために保護費を支給しているものですので、滞納がないようにしてください。家賃などを滞納した場合は、代理納付として福祉事務所が債権者に直接振込を行うことがあります。

3. ケースワーカーの指示に従う。

ケースワーカーから、生活保護の目的の達成に必要な指示や指導を受けたときは、これに従わなければなりません。

届け出が必要なもの

生活状況に変化があったときは、生活保護費を調整する必要があるため、忘れずに報告してください。

○世帯状況に変化があったときの例

- ・住所が変わるとき（転居等については必ず事前に相談してください。）
- ・家族に変更があったとき
（出生・死亡・転入転出・入退学・休学・卒業・入退院・事故・結婚・離婚等）
- ・就職や離職をしたとき
- ・健康保険の資格を取得したとき、または、資格を喪失したとき
- ・帰省などで家を長期間留守にするとき
- ・生命保険などの解約、加入、名義変更をしたとき
- ・家賃、地代などが変更されるとき
- ・海外渡航をするとき（基本的に渡航費用は収入認定の対象となりますが、例外となる場合もあります。）
- ・その他生活状況に大きな変化があったとき

○収入に変化があったときの例

- ・毎月の給与を受け取ったとき、また、賞与収入があったとき
- ・年金などの公的手当があったとき
- ・生命保険の入院給付金や解約返戻金があったとき
- ・交通事故の慰謝料、補償金などがあったとき
- ・債務整理（個人の借金を整理すること）による過払い金があったとき
- ・不動産など資産の売却益があったとき

・ 相続、養育費、仕送りなどの収入があったとき

※以上は一部の例です。あらゆる種類の収入の申告が必要で、収入の変化があったときは申し出てください。

➡ 収入申告を適正に行えば、次のような控除※や、収入として認定しない取り扱いができることがあります。

収入申告を行わなかった場合、不正受給とみなされて、収入全額を福祉事務所に返還してもらうこともありますので、ご注意ください。

※控除→収入から除かれる(差し引かれる)ことです。控除された分は手元に残ることになります。

＜就労収入に対する控除＞

① 基礎控除

就労収入がある場合、給与総額に応じて、一定の金額が控除されます。

② 未成年者控除

未成年者が就労した場合、基礎控除のほかに一定の金額が控除されます。

③ その他の必要経費

社会保障料、所得税、通勤交通費などの必要経費が控除されます。

＜高校生のアルバイト収入＞

高校生のアルバイト収入のうち、授業料の不足分や修学旅行費、学習塾代、大学・専門学校の入学金など早期自立のために充てられると認められたものは、収入として認定しない取り扱いとなります。

※その他、自立更生のために充てられると認められるものについても、収入として認定しない取り扱いができる場合がありますので、申告するときにご相談ください。

相談先とお問い合わせ先

○地区担当員（ケースワーカー）

地区担当員（ケースワーカー）とは、生活保護を利用する方の困っていることの解決や自立を目指すうえでどうしていけばよいのかを一緒に考え、手助けする市役所の職員です。また、地区担当員は生活状況の確認や相談に応じるために、定期的にお住まいを訪問します。

何か生活上の問題があれば、遠慮なくご相談ください。個人の秘密は固く守りますので、ご安心ください。

○民生委員

各地域には生活に困っている方の見守りをしたり、相談に乗ってくれる民生委員がいます。

福祉事務所と協力関係にありますので、お近くの民生委員にも、ぜひ、ご相談ください。

【お問い合わせ先】

〒288-8601

銚子市若宮町1-1

銚子市福祉事務所（銚子市役所 社会福祉課 社会福祉室 保護班）

電話番号0479-24-8969（直通）

受付時間 午前8時30分～午後5時15分

（土曜・日曜・祝日、年末年始を除く。）